

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

R2第3次補正予算:1,509億円

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〔参考〕国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

令和2年度第3次補正予算

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

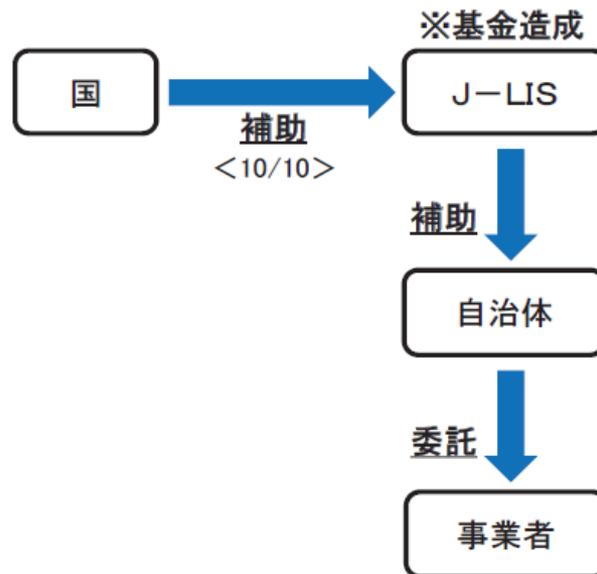
〈基金の造成先〉 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

〈基金の主な用途〉

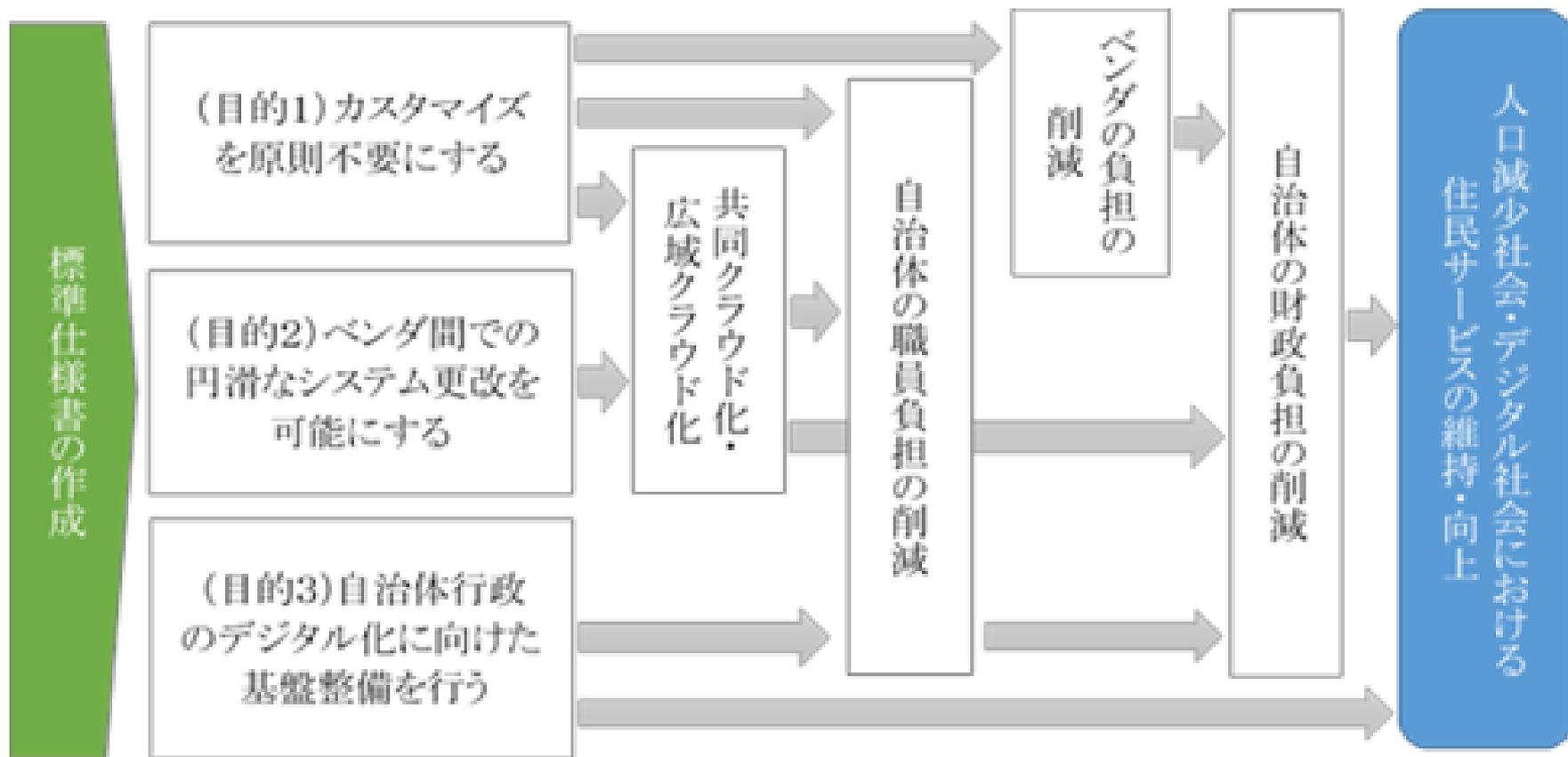
- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
 - ・ 「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
 - ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

〈基金の年限〉 令和7年度までの5年間

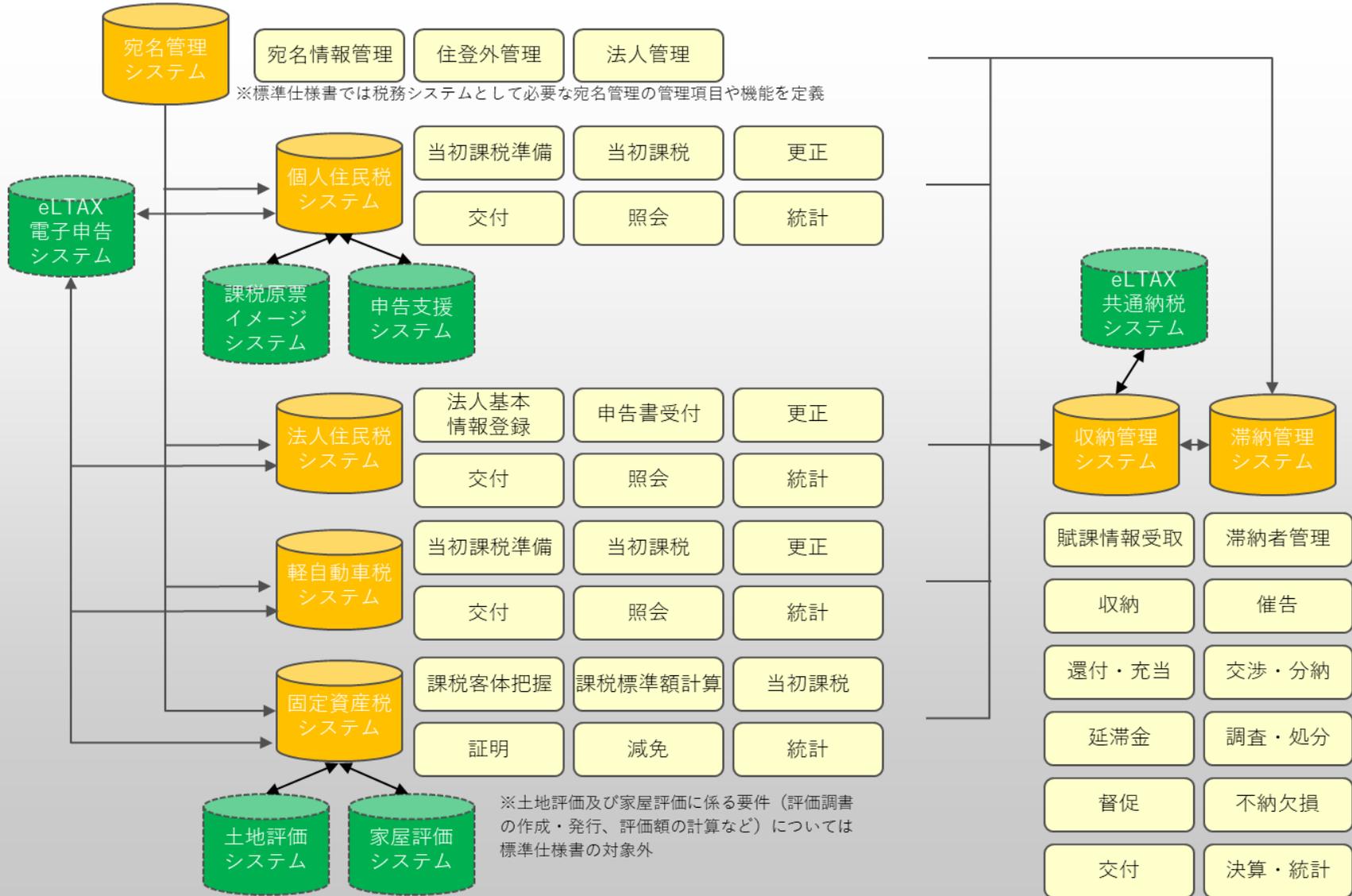
〈施策スキーム〉



標準化の考え方



標準化の概要



- 10月までに各税目WTで標準仕様書案を作成し、全国市区町村に対し意見照会を実施。715団体から、4万件を超える意見が提出された(機能要件+帳票要件)。

	機能		帳票	
	作成した要件数 (たたき台)	全国意見数	作成した要件数 (たたき台)	全国意見数
個人	377 うち、オプション数: 107	5,765	150 うち、オプション数: 69	4,178
法人	173 うち、オプション数: 43	1,743	84 うち、オプション数: 18	1,084
軽自	140 うち、オプション数: 32	1,911	90 うち、オプション数: 21	2,294
固定	167 うち、オプション数: 48	6,017	92 うち、オプション数: 30	6,471
収納	154 うち、オプション数: 27	4,367	110 うち、オプション数: 17	3,311
滞納	150 うち、オプション数: 18	4,091	660 うち、オプション数: 166	4,788
共通	40	1,855		

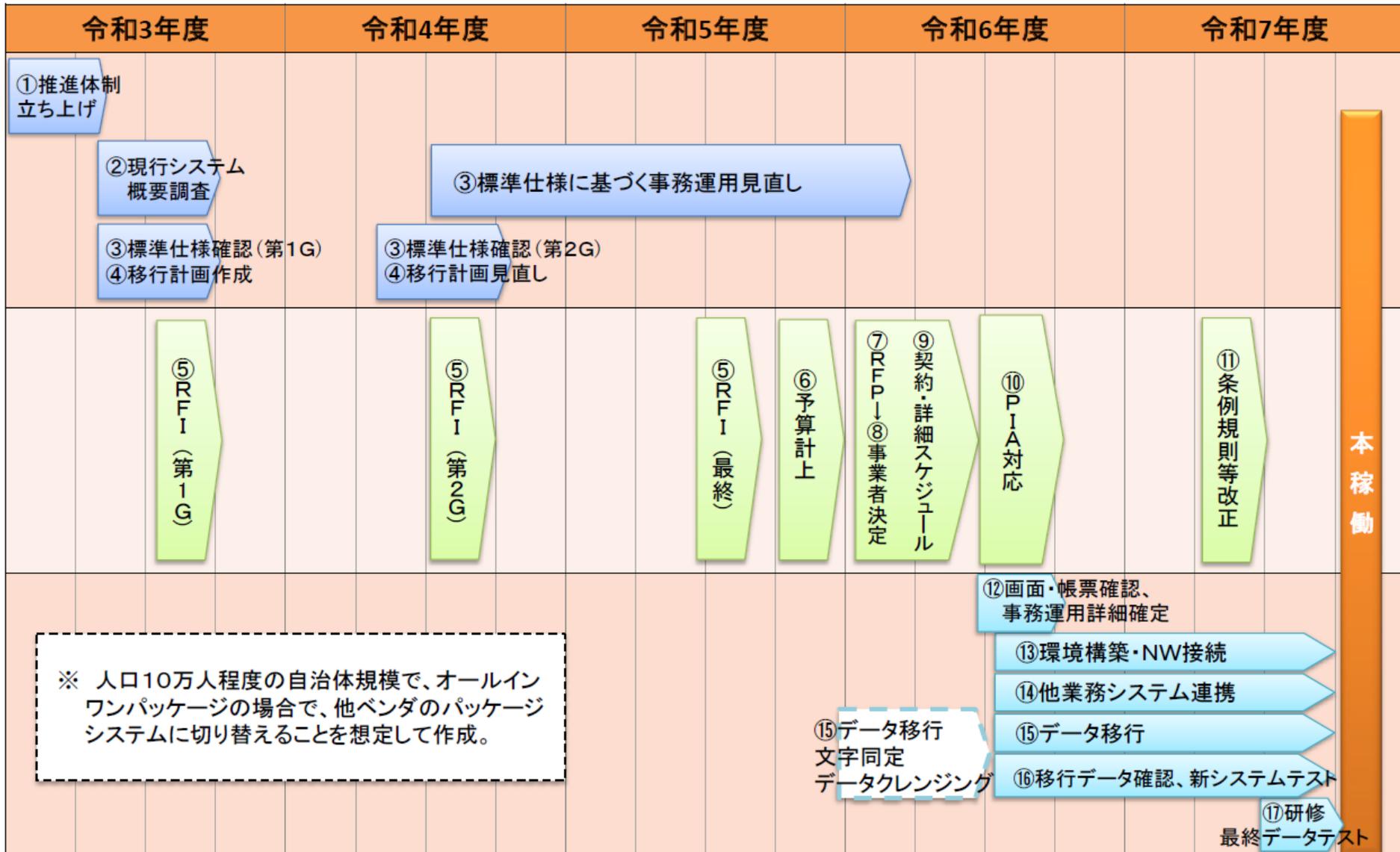
全国意見照会(固定資産税)

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	現時点における修正案
課税台帳作成	<p><該当箇所抜粋> 課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項(地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項)に加え、以下の情報(様式記載事項は除く)を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する固定資産税の特例・非課税類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積 ・適用する固定資産税の減免類型、減免率、適用を受ける地積、適用を開始した日及び終了した日 	<p>適用する固定資産税の特例・税額軽減・減免類型については複数(最低でも2つ)登録を可能とすること。</p> <p><理由> 1物件に複数の特例等が適用されるケースにおいて、特例率等に乗じた類型を作成したり、評価分離を行ったりする必要がなくなるため。</p>	<p><以下の記載を実装すべき機能として追加する> 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。</p>
課税台帳作成	<p><該当箇所抜粋> 課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項(地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項)に加え、以下の情報(様式記載事項は除く)を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する固定資産税の特例・非課税類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積 	<p>特例の期限切れを判定し、新課税年度情報に切り替えができること。</p> <p><理由> コードの引継ぎをシステム化することで、職員での手作業を省略し、コード設定誤り及び課税誤りを防ぐため</p>	<p><以下の記載を実装すべき機能として追加する> 軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。</p>
名寄処理	<p>当年度の名寄処理を行い、納税義務者ごとに名寄情報が管理(設定・保持・修正)できること。 ※更正処理後は、以下の情報が再計算されること。</p> <p><名寄情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地課税(補充)台帳上の課税標準額の総額 ・家屋課税(補充)台帳上の課税標準額の総額 ・償却資産課税台帳上の課税標準額の総額 ・上記の総額 ・税額特例措置による軽減額 ・固定資産税額(当初賦課処理後の税額及び更正後の税額) ・適用を受ける減免の類型、類型ごとの減免額 ・返戻関係情報 ・納付済額(収滞納システムから受け取る連携情報) ・差引納付額(収滞納システムから受け取る連携情報) ・納期限 	<p>減免については、減免率だけでなく、減免額を直接入力することもできることとする。</p> <p><理由> 条例により、災害減免等で納期限が未到来の部分の税額を減免すると定めているため、年度の途中で減免が発生した場合は、減免額を直接入力できないと計算できない。また、減免対象地積によりすべての部分が減免対象とならない場合があるため、減免率での自動計算はできない。</p>	<p><以下の記載を実装すべき機能として追加する> 類型ごとの減免額については、強制修正できること。</p>

標準化について

出所: https://www.soumu.go.jp/main_content/000742771.pdf

【令和7年度に標準準拠システムへ移行する場合のモデル】

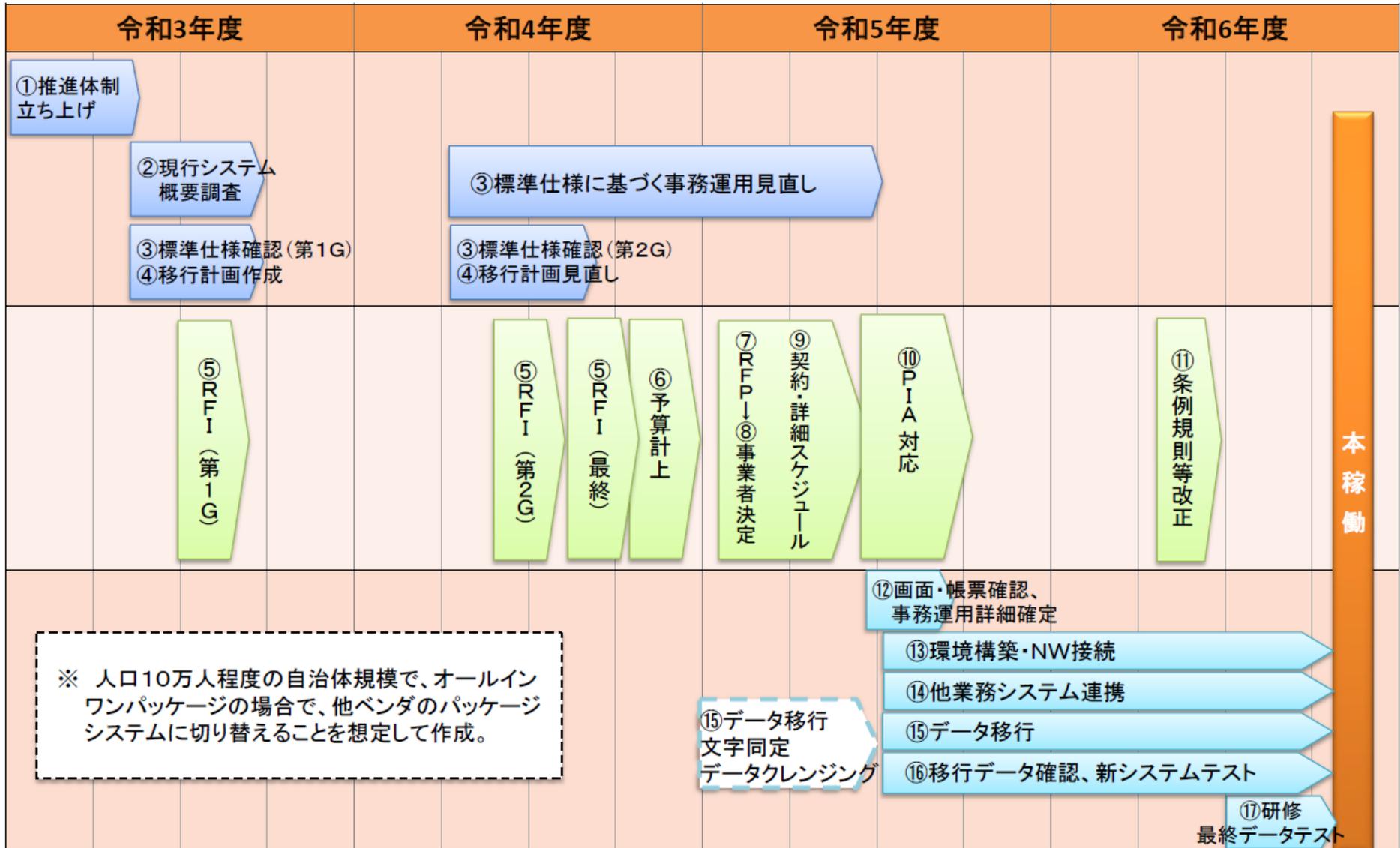


本稼働

標準化について

出所: https://www.soumu.go.jp/main_content/000742771.pdf

【令和6年度に標準準拠システムへ移行する場合のモデル】





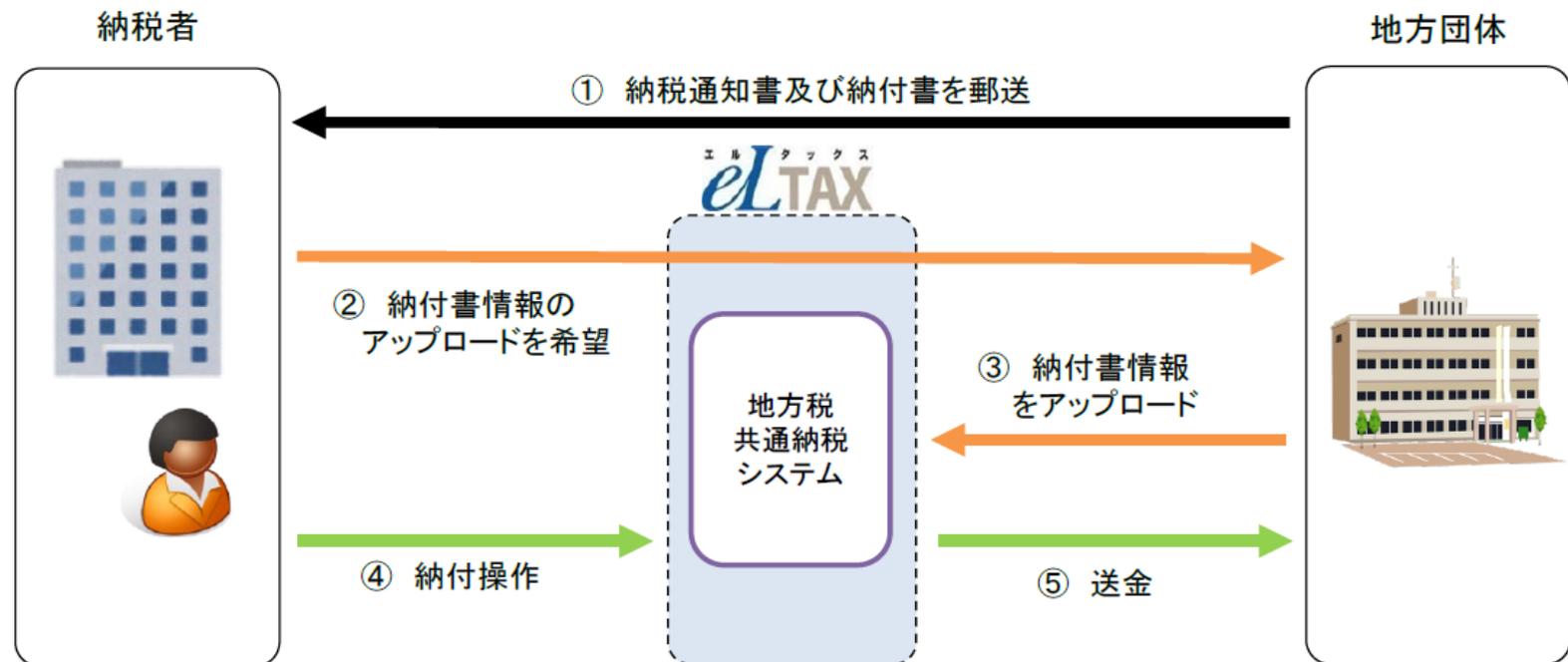
共通納税

固定資産税も対象に

地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加（令和5年度以後の課税分について適用）。
- 地方税における電子化の推進に関する検討会においては、その実現方策として、地方団体が納付書情報を地方税共通納税システムにアップロードする案（アップロード案）を検討する中で、紙の納付書にQRコードを付すことについても検討を進めることとしている。

<アップロード案のイメージ>



納付書にQRコード搭載

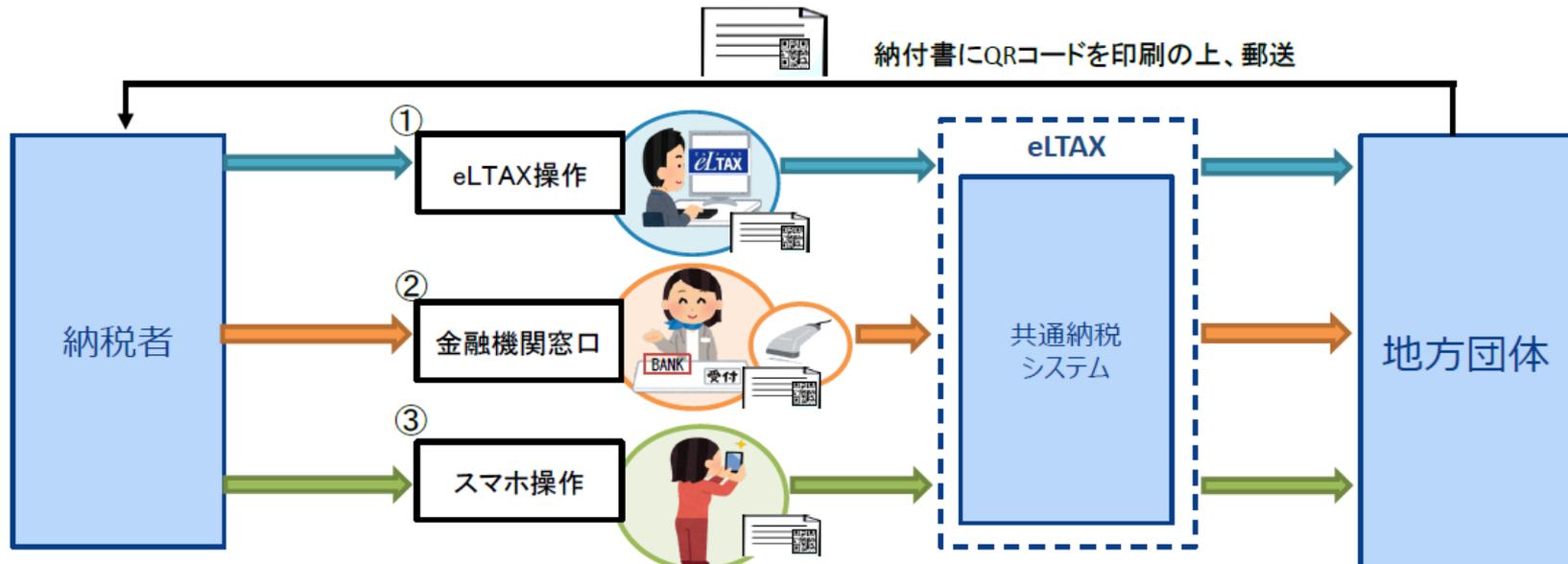
地方税におけるQRコードの活用について

1. 地方税におけるQRコードの活用について

- 固定資産税等の地方税(普通徴収)の納付書に統一規格のQRコードを付す。これにより、次のようなメリットがあると考えられる。
 - ① 地方税共通納税システムの賦課税目への対象税目拡大においては、納付書に付されたQRコードを活用し、これを読み込むことで、納税者の納付情報の入力等の操作が正確かつ簡単になる。
 - ② 金融機関窓口収納においては、金融機関がQRコードを読み取り、eLTAX(地方税共通納税システム)を経由して、地方団体に対し収納データを送信。現在、紙で行われている事務をデータの送受信で行う事により、金融機関、地方団体双方における事務負担を軽減。また、地方税共同機構が収納の事務を各金融機関に委託することで、指定金融機関等に限らず他の金融機関窓口での納税が可能となる。
 - ③ QRコードを活用したスマホ操作による納税が可能となり、いつでも・どこでも納税が可能となる等納税者の利便性が向上。

2. 実施スケジュール

- ①地方税共通納税システムでの納付、②金融機関窓口納付、③スマホ操作による納税の使用場面を想定し、本検討会において、地方税用QRコードの統一規格をとりまとめ、6月末までに公表。
- 関係機関のシステム改修・連携テストを経て、地方税共通納税システムの対象税目の拡大と合わせて、令和5年度課税分からQRコードの活用開始。





AI·RPA

AI・RPA導入状況

- AI・RPAの導入済み団体数は、2021年6月時点で535団体となっている。
- AIのみの導入が152団体、RPAのみの導入が118団体、いずれも導入している団体が265団体となっている。

